

予想信用損失（ECL）型引当の特徴と運用面の課題

金融機構局 楠元新一、中野洵子*、三尾仁志、山下裕司**

Bank of Japan Review

2019年9月

銀行は、企業や家計等に融資を行う際、将来融資が回収不能となるリスクに備え、想定される損失額を見積り、財務状況を開示するバランスシートに貸倒引当金を計上する。世界的な金融危機を経て、貸倒引当金の計上が「少なすぎ、遅すぎた」ことが危機を深刻化させる一因になったとの反省から、広範な情報を活用し、より早期に貸倒引当金を計上することを求める「予想信用損失（ECL）型引当」を導入する動きが世界的に進んでいる。わが国でも、過去の貸倒実績等を重視して見積られた従来型の引当率が歴史的な低水準で推移するなか、金融機関における望ましい引当のあり方を巡る議論が行われている。こうした状況を受け、本稿では、貸倒引当金の新たな会計基準として世界的に導入が進みつつあるECL型引当の特徴と運用面の課題、わが国の現行制度との主な違いを整理する。

はじめに

企業や家計等借手の信用リスクを取りながら金融仲介機能を果たす銀行業にとって、貸倒引当金は、収益・リスク管理や貸出の金利・商品設計にも密接に関連する重要性の高い勘定科目である。この貸倒引当金を巡る会計基準が、先の金融危機の経験を踏まえ、世界的に大きな変貌を遂げつつある。従来は、融資の回収不能が見込まれる客観的な事象が発生している場合にのみ損失を計上する「発生損失型」の枠組みを基本としていたが、この枠組みが貸倒引当金の計上を「少なすぎ、遅すぎる（“too little, too late”）」ものとし、危機を深刻化させる一因になったとの認識が広まった¹。

この反省から、120を超える国や地域で導入されている国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards <IFRS>）では、広範な情報を活用し、より早期に貸倒引当金を計上することを求める「予想信用損失（Expected Credit Loss <ECL>）」型引当が開発され、2018年に適用が開始された（IFRS第9号）²。米国でも、財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board <FASB>）が独自のECL型引当（Current ECL <CECL>）を開発し、2020年から導入する予定であり、ECL型引当の導入は世界的な動きになって

きている³。

したがって、今後銀行が国内外の投資家、監査人、監督当局等のステークホルダーと貸倒引当金についてコミュニケーションを行う際の国際標準は、ECL型引当に移行していくと考えられる。その一環として、バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）は、ECL型引当の導入に伴う国際的な銀行規制・監督上の対応の必要性につき、長期的視点に立った検討に着手している⁴。

こうした国際的な潮流を背景として、わが国でも昨年、企業会計基準委員会が、貸倒引当金を含む「金融商品に関する会計基準」の改正について意見を募集した⁵。また、過去の貸倒実績等を重視する従来型の引当率が歴史的な低水準で推移するなか、金融機関の検査・監督手法の見直しの一環として、過去の実績に反映されていない先行きの変化を適切に織り込む引当のあり方や工夫について、金融庁の研究会等で議論が進められている⁶。

本稿では、会計の視点に、銀行の健全性維持や、金融システムの安定性確保という規制・監督上の視点も織り交ぜつつ、世界的に導入が進みつつあるECL型引当の特徴と運用面の課題、わが国の現行制度との主な違いを整理する。

銀行業における貸倒引当金

伝統的な銀行業のビジネスの中核は、預金等で調達した資金を企業や家計等の借手に融資する金融仲介機能を果たしつつ、収益を上げていくことである。銀行は、将来融資が返済されずに貸倒れ、回収不能となる信用リスクを審査して融資を実行するが、将来に不確実性がある以上、厳正に審査を行ったとしても、貸倒れをゼロにすることは難しい。また、そもそも銀行による金融仲介は、与信ポートフォリオ全体のリスク分散を通じてリスク対比でのリターンを確保しようとするものであり、一定程度の貸倒れの発生は当然の前提とされている。

このため、銀行は、信用リスクに備える観点から、リスクに見合った貸出金利を設定する一方、合理的に想定される将来の損失額を見積り、業績や財務状況を開示する損益計算書やバランスシートに貸倒引当金として計上する。貸倒引当金は、バランスシート上、左側（資産の部）にマイナス項目として計上され、損益計算書上はその純繰入額が損失計上されることを通じて、結果的に右側（純資産の部）も縮小させる（図表1）。

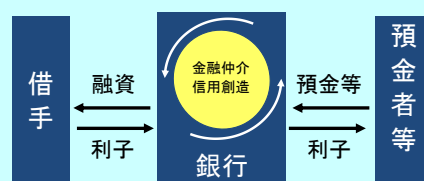
貸倒引当金が借手の信用力を正しく反映しておらず、過少となっている場合、将来いずれかのタイミングで、貸倒引当金ではカバーしきれない損失が判明する可能性が高い。したがって、想定される損失額より少ない貸倒引当金に基づいた損益計算書やバランスシートは、信用リスクを加味した業績や財務状況を適切に反映していないことになる。このため、貸倒引当金をどのように見積るかを規定する会計上の枠組み（引当制度）は、銀行業にとってとりわけ重要である。

貸倒引当金と金融システムの安定

貸倒引当金を含む銀行の会計情報は、外部監査を経て広く一般に公表され、市場参加者が投資や預金行動を決定する際の材料となる。このため、市場が銀行経営を適切に規律し、ガバナンスする機能を発揮するためには、貸倒引当金を含む会計情報の適正性が重要となる。

同時に、貸倒引当金は、銀行の健全性を判断するための最も重要な指標の一つである自己資本比率に直結する。それ故、貸倒引当金の適正性は、

【図表1】 銀行業におけるバランスシートと貸倒引当金のイメージ図



貸出実行時の銀行のバランスシート

(資産の部)		(負債の部)	
貸出	100	預金等	70
		(純資産の部)	
		自己資本	30



貸倒引当金計上時の銀行のバランスシート

(資産の部)		(負債の部)	
貸出	100	預金等	70
貸倒引当金	▲10	(純資産の部)	
		自己資本	20

銀行の健全性や金融システムの安定性の評価に影響を及ぼすため、監督当局にとっても重要な関心事項である。

この点をより詳しく説明しよう。貸倒引当金の増加は、当期純利益の減少を通じ、バランスシートの純資産の部、すなわち自己資本を減少させる。自己資本をリスク・アセットの金額で除した自己資本比率は、将来に不確実性があるもとの、銀行が損失を吸収する経営体力を表す最も重要な健全性指標の一つである。

このため、自己資本比率がある水準を下回った銀行に対し、監督当局は、何らかの措置を発動する。こうした措置は、銀行がビジネスを行う際の制約条件となり、銀行経営者は早急に対応することが求められる。

貸倒引当金が想定される損失額より少なく見積られていることは、自己資本比率が過大に見積られていることと表裏の関係にある。したがって、監督当局は、銀行の貸倒引当金が適正に見積られているかに強い関心を払っている。

貸倒引当金が、金融システム全体でみて、想定される損失額より少なく見積られている場合、事態は一層深刻である。例えば、経済・金融環境が非常に厳しくなった段階で金融システム全体の

貸倒引当金が想定される損失額より少なく見積られていることが判明すると、多くの銀行が、同時に貸倒引当金を積み増す必要に迫られる。このとき、銀行が市場で一斉に自己資本を調達しようとする、株価が大幅に下落し、市場環境が急速に悪化するおそれがある。また、自己資本比率の低下を防ぐ観点から多くの銀行が融資の圧縮によるリスク・アセットの削減を図る場合、経済・金融環境の悪化に拍車がかかりかねない。

実際、歴史を振り返ると、金融システム全体が抱える不良債権が増大し、貸倒引当金が想定される損失額より少なく見積られているとの懸念が深刻化するたびに、望ましい引当制度のあり方が問われてきた。

例えば、わが国がバブル崩壊後、不良債権問題に直面した際の引当制度は、当時の大蔵省が実施していた資産査定および不良債権償却証明制度が基礎となっていた。この引当制度のもとでは、当局が資産査定の結果、回収不能または無価値と証明した債権等については、損失額が貸倒引当金として計上されるとともに、税務上も損金に認定されていた。当局が認定した損失額を超えて貸倒引当金を計上する、いわゆる有税償却については、金融機関の自主性・裁量に任されており、積極的な計上が求められるものではなかった。この引当制度の曖昧さが、自己資本比率の低下を避けたい等、金融機関の損失認識を先送りする誘因と合わせ、実際に貸倒引当金の計上の先送りを許すことにつながったとの指摘がある⁷。

こうした議論を踏まえ、その後、わが国の引当制度は、すでに発生した不良債権を的確に把握する観点から、金融機関自らが行う自己査定に基づき、裁量の余地が少ない一律の基準で、融資先が実質債務超過かどうか、融資が担保・保証により保全されているかどうかを重視する現行の枠組みに移行した。これに合わせて税効果会計も導入され、有税償却の場合には繰延税金資産が計上されることで、銀行は、税務上の扱いと切り離して、引当金を適切に計上することが可能となった。

先の世界的な金融危機でも、米欧を中心に貸倒引当金の計上が少なすぎ、遅すぎた結果、貸倒引当金の急増と大幅な景気後退がお互いに増幅し合う作用（プロシクリカリティ）が働き、危機を深刻化させる一因になったとの認識が広まった⁸。

この反省を出発点に、G20 やバーゼル委等が、プロシクリカリティを軽減する引当制度の導入を強く勧奨したことが、ECL 型引当の開発へとつながった。

発生損失型と比較した ECL 型引当の特徴

貸倒引当金は、借手の信用力に応じ、合理的に想定される将来の損失額を計上するものであるところ、前述の通り、国際的な会計基準においては、金融危機での反省を受けて、その枠組みが発生損失型から ECL 型へと大きく変わりつつある。IFRS を例に説明すると、IFRS 第 9 号以前に貸倒引当金に関する枠組みを規定していた国際会計基準（IAS）第 39 号のもとでは、融資の回収不能が見込まれる客観的な事象（いわゆる減損事象）が発生している場合にのみ、貸倒引当金が計上されていた。すなわち、借手の財務状況の著しい悪化や、返済の延滞等の契約違反といった客観的な証拠が存在する場合にのみ、将来の回収不能額を見積り、計上することが求められていた。

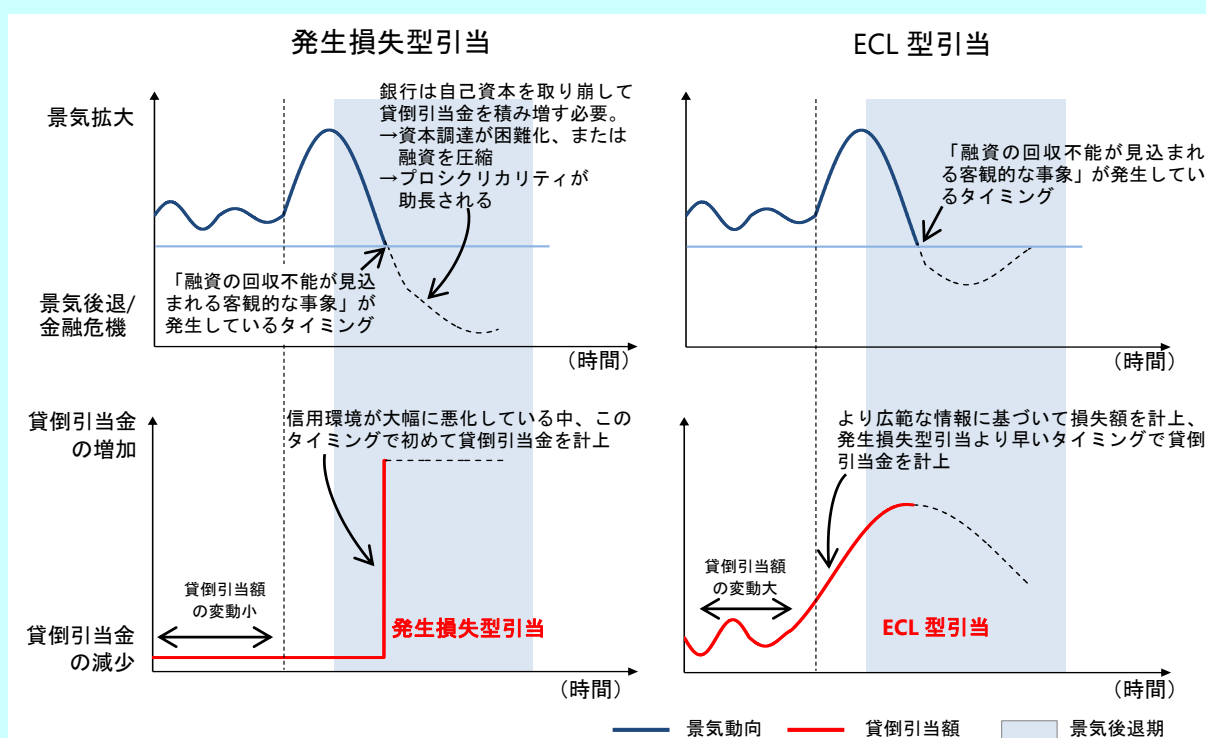
これに対し、新たに導入された IFRS 第 9 号では、減損事象に相当する客観的な証拠は必要とされず、より広範な情報に基づいて合理的に想定される損失額を計上することが求められる。具体的には、個別の借手や融資に関する情報のみならず、失業率・GDP 成長率・資源価格等のマクロ経済指標に関する将来予測、場合によっては地政学リスクや天災リスク等多様な情報も必要に応じて織り込むことが求められる。

銀行のリスク管理では、これまでも早期警戒やストレステストの観点から、マクロ経済指標や業界動向等、広範な情報が用いられてきた。ECL 型引当で広範な情報を活用し、従来よりもきめ細かくフォワード・ルッキングに貸倒引当金の算定を行うことが求められるようになると、後述するように、将来予測の向上に向けたデータ整備やモデルの高度化といった対応が必要になってくる。その結果、会計と信用リスク管理に必要な技術・データ基盤の親和性が高まり、長期的には両者を統合する動きが広がっていくと考えられる⁹。

ECL 型引当の効果と副作用

銀行が ECL 型引当を運用していくには、貸倒れ

【図表 2】金融システム安定の観点から ECL 型引当に期待されているメカニズム



の背景にある要因を特定し、将来どのようなタイミングで、どの程度の貸倒れが発生するかを合理的に予測する必要がある。例えば、住宅ローンであれば失業率、資源セクター向け融資であれば、資源価格が予測に有用な情報であるということは想像がつくが、これらの要因が個別の融資ごとに、貸倒れの発生タイミングや発生額とどう関係するかを的確に把握することが重要となる。

この点、景気後退は、幅広いファンダメンタルズの悪化を通じ、将来の信用環境の悪化をもたらすと考えられる。銀行の収益環境が好調である景気拡大期に、先行きの景気後退に伴う信用環境の悪化を的確に予測し、経営体力への悪影響を抑えつつ早期に貸倒引当金を計上することができれば、その後、信用環境が悪化したとしても、銀行はより強靱な経営体力を維持し、健全な金融仲介機能を発揮できる（図表 2）。

ECL 型引当には、こうした機能の発揮を通じ、金融システムのプロシクリカリティの抑制に寄与することが、期待されている。

もっとも、後述するとおり、将来の信用環境を的確に予測することが難しく、貸倒引当金の増加と景気悪化や銀行の経営体力毀損が同時に起こる場合、プロシクリカリティの問題が却って大きく

なるおそれもある。ECL 型引当が望ましい機能を発揮する上で最も重要な運用面の課題は、将来予測の高度化である。

ECL 型引当の運用面の課題

ECL 型引当が望ましい機能を発揮していく上では、今後運用面でいくつかの課題に対応していく必要がある。以下では、①将来予測の高度化、②比較可能性・検証可能性、の 2 点について整理する。

（将来予測の高度化）

ECL 型引当では、広範な情報を活用し、将来の信用環境の悪化を合理的に予測できる場合は、貸倒引当金を早期に計上することができる。その実現に向けては、信用リスクの将来予測を向上させるためのデータ整備やモデルの高度化が課題となる。

このうちデータ整備の面では、銀行が個別の融資ごとに、その信用リスクに影響を与え得る広範な情報—融資先企業の属性や、マクロ経済指標—を分析・活用することが可能なかたちで、収集・蓄積していくが必要になる。

モデルの高度化については、様々なアプローチ

が考えられるが、近年における情報処理性能の向上等を背景に、高粒度データを活用したデフォルト率予測モデルの導入や、人工知能や機械学習といった技術を活用する方向性にも注目が集まっている。

もっとも ECL 型引当は、信用リスクに関する投資家等への透明な情報提供を目的の 1 つとしており、モデルが過度に複雑化したり、ブラックボックス化することは望ましくない点に留意する必要がある。モデルの高度化にあたっては、精度の向上と、投資家、監査人、監督当局といったステークホルダーとの適切かつ円滑なコミュニケーションのバランスを保つことが求められる。

(比較可能性・検証可能性)

ECL 型引当では、原則的な規則は示されているものの、細かなルールまでは定められておらず、銀行に大きな裁量を与えられている。例えば貸倒引当金の具体的な算定式等は明記されておらず、インプットとなる情報の選択やモデルの設計等において、各銀行の判断が広範に容認される枠組みとなっている。この結果、ステークホルダーが、銀行間の比較等を通じ、各銀行による判断の妥当性を検証することが難しくなる点が課題となる。

この課題への対応としては、まず、銀行が開示内容を充実させることが期待される。すなわち、各銀行が、ECL 型引当の算定に使用した将来シナリオや、個別の信用ポートフォリオへの影響等の情報を積極的に開示することにより、前述したステークホルダーとのコミュニケーションが促進され、妥当性を巡る正確な理解の共有が図られると考えられる。IFRS 第 9 号を策定した国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board <IASB>) は、「ECL 型引当では、貸倒引当額算定に用いる情報の選択等について、経営者による判断に依存する面が明らかに大きい。(中略)特に、貸倒引当金の算定に関する主要な仮定に関する情報の提供が求められている」として、銀行が算定根拠に関する開示内容を充実させることを求めている¹⁰。

監督当局による対応も、徐々に進みつつある。バーゼル委は、2015 年に、ECL 型引当の導入を前提に、健全な信用リスク管理に関するガイダンスを公表したほか、IFRS 第 9 号が適用される国・地

域の監督当局も、銀行における対応状況をモニタリングし、公表している^{11,12}。このような取り組みを通じて、ECL 型引当の質の高い実務慣行に関する目線が関係者間で共有されていくことが期待されている。

わが国の現行の引当制度との主な違い

以下では、ECL 型引当と、わが国の現行の償却・引当制度との主な違いを整理する¹³。

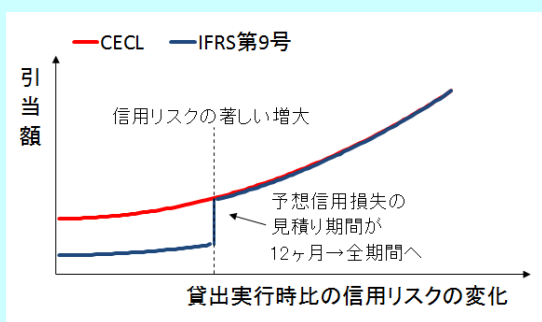
わが国の金融機関が現在拠り所としている償却・引当制度は、債務者を信用リスクの大きさに応じて「正常先」、「要注意先 (要管理先含む)」、「破綻懸念先」、「実質破綻先」および「破綻先」に区分し (いわゆる「債務者区分」)、区分ごとに異なる見積方法を用いて償却・引当を行うことを求めている¹⁴。このうち、「正常先」および「要注意先」に対する債権については、過去の貸倒実績率等に基づいて予想損失額を算定し、これを貸倒引当金として計上することが基本とされている。その際、「将来の損失発生見込に係る必要な修正を行う」ことが可能であるが、必ずしも実務としては定着していない、との見方がある¹⁵。

一方、ECL 型引当では、債務者単位ではなく、個別の融資単位で、今後発生する可能性のある予想信用損失額を引当計上することを基本としている¹⁶。信用リスクを管理する際に、融資単位で管理するか、それとも債務者単位で管理するかの違いは、枠組みの面でも、取得・蓄積すべきデータの面でも、実務的な差が大きい点が指摘されている^{17,18}。

また、損失見積りの対象期間についても、わが国の現行制度では、例えば正常先債権およびその他要注意先債権については今後 1 年間、要管理先債権については今後 3 年間の損失額を見込んでいる場合は概ね妥当とされる。一方、ECL 型引当の枠組みでは、IFRS 第 9 号と CECL では扱いがやや異なる面はあるものの、満期の長い融資を中心に、わが国の現行制度と比べ、総じてみれば損失見積りの対象期間が長くなる可能性がある。

なお、IFRS 第 9 号と CECL の損失見積りの対象期間の扱いを整理すると、IFRS 第 9 号では、貸出実行当初は今後 12 か月分、その後、融資の信用リスクが著しく増大した場合には満期までの期

【図表 3】 損失見積りの対象期間の扱い



間を対象とする追加的な引当を計上するアプローチをとっている。これに対し、CECL では貸出実行当初から、原則すべての融資について、満期までの期間を対象として損失を見積ることが特徴となっている¹⁹ (図表 3)。

おわりに

本稿では、会計の視点に、銀行の健全性維持や、金融システムの安定性確保という規制・監督上の視点も織り交ぜながら、貸倒引当金の新たな会計基準として世界的に導入が進みつつある ECL 型引当の特徴と運用面の課題、わが国の現行の引当制度との主な違いを整理した。

今後、銀行が国内外の投資家、監査人、監督当局等のステークホルダーと貸倒引当金についてコミュニケーションを行う際の国際標準は、ECL 型引当に移行していくと考えられる。その一環として、バーゼル委は、ECL 型引当の導入に伴う国際的な銀行規制・監督上の対応をとる必要があるかどうか、長期的視点に立った検討に着手している。

こうした国際的な潮流を一つの背景として、わが国の枠組みの今後のあり方についても、会計基準の改正、検査・監督手法の見直しの両面から議論が行われている。わが国の企業会計基準設定主体である企業会計基準委員会は、金融危機以降に開発された国際的な会計基準との整合性を図ることを念頭に、貸倒引当金を含む「金融商品に関する会計基準」の改正についての意見募集を行った。その結果、コスト・ベネフィットを巡って関係者からは多様な意見が寄せられた。

また、金融庁の研究会では、過去の貸倒実績等を重視して見積られた従来型の引当率が歴史的

な低水準で推移するなか、金融機関の検査・監督手法の見直しの一環として、過去の実績に反映されていない先行きの変化を適切に織り込む引当のあり方や工夫について、議論が進められてきた。これを踏まえ、本年 9 月、金融庁は、「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」(案)を公表し、そのなかで「現行の会計基準に沿って、金融機関が自らの融資方針や債務者の実態等を踏まえ、認識している信用リスクをよりの確に引当に反映するための見積りの道筋」を示している²⁰。

そこでの議論では、「過去実績に加えて、外部や内部の環境変化など足元や将来の情報を集合的に引当に反映することも考えられる」旨が明示されている。このような引当を実現していく上では、先述した ECL 型引当の運用面の課題である、将来予測の高度化や比較可能性・検証可能性について、考慮していく必要があると考えられる。特に、金融機関間の比較可能性を担保するための適切な開示は、議論のなかでも示されているとおり、ステークホルダーにとってより重要となるであろう。

国内外の様々な議論を通じ、わが国における望ましい引当制度のあり方を巡る知見が一層深まり、今後の制度設計と実務に活かされていくことが期待される。

* 現・総務人事局

** 現・パリ事務所

¹ “Too little, too late”については、2009 年の金融安定化フォーラム・引当ワーキンググループによる報告 Financial Stability Forum, “Report of the FSF Working Group on Provisioning” (2009)を参照。
(https://www.fsb.org/2009/04/r_0904g/)

² 各国・地域における IFRS の採用状況については IFRS, “Pocket Guide to IFRS Standards” (2017)を参照。

³ FASB は、米国 CECL について、証券取引委員会登録企業のうち、小規模報告企業を除く 12 月決算の企業については 2020 年、その他すべての 12 月決算の企業については 2023 年から適用開始とすることを暫定的に決定している。なお、本稿では、ECL 型引当という場合、特に断りがない場合、両者の基準を指す概念として使うこととする。

⁴ バーゼル委は、ECL 型引当の導入に伴う自己資本規制上の取扱いについて、短期的対応と、長期的対応に分けて検討している。短期的な対応については、2017 年 3 月に①当面は現状の規制上の引当金の取扱いを維持し、②ECL 型引当導入に伴う引当額増加の影響（自己資本比率の低下）を緩和するため、引当増加額を 5 年未満の期間内に徐々に自己資本比率に反映させる経過措置を導入する、という最終規則を公表した。

(<https://www.bis.org/bcb/publ/d401.htm>) 長期的対応については、パーゼル委で引き続き検討を継続中。

(<https://www.bis.org/bcb/publ/d385.htm>)

⁵ 金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集の公表、および関係者から寄せられた意見は以下を参照。

(https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/misc/misc_others/2018-0830.html)

⁶ 日本銀行金融機構局「地域金融機関における貸倒引当金算定方法の見直し状況」(金融システムレポート別冊、2017年)や融資に関する検査・監督実務についての研究会における日本銀行説明資料(2018年)等を参照。

(<https://www.boj.or.jp/research/brp/fsr/fsrb170412.htm/>)

(<https://www.fsa.go.jp/singi/yuusiken/siryou/20181002/04.pdf>)

⁷ 例えば、児嶋隆(2015年)「銀行の不良債権処理と会計・監査」、佐藤隆文(2003年)「信用秩序政策の再編―枠組み移行期としての1990年代―」を参照。

⁸ 2009年の金融安定化フォーラムによる報告書では、「プロシクリカリティ」とは「金融と実体経済のダイナミックな相互作用」を意味しており、「こうした相互補強的な関係は景気サイクルを増幅するとともに、金融システムの不安定性を引き起こす、あるいは悪化させる傾向がある」としている。Financial Stability Forum, “Report of the Financial Stability Forum on Addressing Procyclicality in the Financial System” (2009)を参照。

(http://www.fsb.org/wp-content/uploads/r_0904a.pdf)

⁹ デフォルト率予測モデルのストレステストへの応用例としては、日本銀行金融機構局「高粒度データを活用したデフォルト率予測モデルとストレステストへの応用」(金融システムレポート別冊、2019年)を参照。

(<http://www.boj.or.jp/research/brp/fsr/fsrb190328.htm/>)

¹⁰ IASB Investor Perspectives, “IFRS9: A Complete Package for Investors” (2014)を参照。

¹¹ Basel Committee on Banking Supervision, “Guidance on credit risk and accounting for expected credit losses” (2015)を参照。

(<https://www.bis.org/bcb/publ/d350.htm>)

¹² 例えば、欧州銀行監督機構(European Banking Authority)は、ECL型引当の自己資本比率への影響および算定手法をモニタリングし、その結果を公表している。

(<https://eba.europa.eu/documents/10180/2087449/Report+on+IFRS+9+impact+and+implementation.pdf>)

¹³ 償却には、債権の回収可能性が見込まれない場合に債権を直接減額する直接償却と、予想損失額を貸倒引当金として計上する間接償却がある。

¹⁴ わが国の引当制度については、金融庁「金融検査マニュアル 自己査定(別表1) 償却・引当(別表2)」および、日本公認会計士協会「銀行等監査特別委員会報告第4号 銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」を参照。本段落では、銀行等金融機関を前提として金融庁「金融検査マニュアル 自己査定(別表1)」で示される債務者区分を示している。また、より一般的な区分としては、「金融商品に関する会計基準」で、「一般債権」「貸倒懸念債権」「破産更生債権等」の3区分が示されている。

¹⁵ 日本公認会計士協会が公表した「我が国の銀行等金融機関の会計実務を踏まえた信用損失の会計処理に関する研究資料」では、わが国の企業会計の基準について「過去の貸倒実績率等を基礎とするとされており、基本的には過去の情報に基づくものの、IFRS

第9号のように将来予測的な情報を見積りに反映する考えも、一部、取り入れられて」いるとの第368回企業会計基準委員会における検討を引用したうえで、現行の会計実務においては「将来予測的な情報の利用は一般的ではない」と評価している。

(https://jicpa.or.jp/specialized_field/20180628jbi.html)

¹⁶ なお、リテール・ポートフォリオのような小口の債権については、類似のリスク特性(信用リスク、満期、業種、地域等)に基づきグルーピングして信用損失を計測する扱いが定められている。

¹⁷ この点は特に、融資当初からの相対的な信用リスクの変化を把握する必要がある、IFRS第9号において顕著な特徴であるが、CECLにおいても、融資単位で引当金の算定を行うことが原則となる。

¹⁸ 例えば、全国銀行協会は、企業会計基準委員会の「金融商品に関する会計基準」の改正についての意見募集に対するコメントの中で、「現行の邦銀実務においては、自己査定結果を踏まえた債務者単位の引当金算定が定着しており、引当金を債権単位に算定するためには、債権単位の保全割付ロジックの構築や実行当初の格付データの保持といったシステム改修が必要となる。仮に債権単位で信用リスクを測定する必要が生じた場合、引当金の計測手法が大きく変わることによって、銀行の与信行動に影響を与える可能性がある…(略)…リスク管理・業績管理にも債務者ごとの引当金が利用されており、行内運営にも多大な影響を与える可能性がある。」と述べている。

(https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/20180830_CL19.pdf)

¹⁹ IFRS第9号のECL型引当と、米国CECLはECL型という点では共通しているが、ここで述べた損失見積りの対象期間の扱い等、違いも存在する。詳しくは、B.H. Cohen and G. A. Edwards, Jr. “The new era of expected credit loss” (2017)等を参照。

²⁰ 金融庁「『検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方』(案)への意見募集(10月11日まで)について」を参照。(<https://www.fsa.go.jp/news/r1/yuushidp/20190910.html>)

日銀レビュー・シリーズは、最近の金融経済の話題を、金融経済に関心を有する幅広い読者層を対象として、平易かつ簡潔に解説するために、日本銀行が編集・発行しているものです。ただし、レポートで示された意見は執筆者に属し、必ずしも日本銀行の見解を示すものではありません。

内容に関するご質問等に関しましては、日本銀行金融機構局国際課(代表03-3279-1111)までお知らせ下さい。なお、日銀レビュー・シリーズおよび日本銀行ワーキングペーパー・シリーズは、<http://www.boj.or.jp>で入手できます。